

## 大分県における運賃改定実施による労働条件の改善状況

大分県において、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施いたしましたが、次のとおりタクシー乗務員の労働条件の改善状況を公表します。

なお、今回は、通常対象期間とは異なり、フォローアップ対象期間を令和3年10月～令和4年3月とし、実績比較対象期間を平成30年10月～平成31年3月としています。

### 1. 運賃を改定した事業者数

**72社**

### 2. 平均増収率

**-30.93%**

※3,414,288,553円 ÷ 4,932,440,309円 × 100 - 100

(算式)フォローアップ対象期間の営業収入 ÷ 実績比較対象期間の営業収入 × 100 - 100

### 3. 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

**-6.97%**

実績比較対象期間 (平成30年10月～平成31年3月)	フォローアップ対象期間 (令和3年10月～令和4年3月)
184,692円	171,844円

### 4. 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
12社	5社	3社	8社	9社	8社	27社	72社

(注)賃金改善率は、次の算式により算出

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係るフォローアップ対象期間の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る実績比較対象期間の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

## 5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
48社	3社	1社	7社	2社	2社	2社	1社
95%以上 96%未満	95%未満	計					
1社	5社	72社					

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\frac{\text{全運転者に係るフォローアップ期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る実績比較対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

## 6. その他

### (1) 手当類の創設・拡充

・新しく手当を創設した事業者数	3社
〔 通勤手当と精勤手当を創設	1社
〔 コミュニティバス手当を創設	2社

### (2) その他

・労働時間の短縮	20社
・キャッシュレス決済用端末機の導入	10社
・配車アプリの導入	8社
・ユニバーサルドライバータクシーの導入	8社
・多言語化に対応した自動通訳機を導入	8社
・ユニバーサルドライバー研修の実施	6社
・車両のグレードアップ	1社

## 7. 総評

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、タクシー利用者が大きく減少し-30.93%の大きな減収となり、一般運転者に係る1人あたりの平均賃金は-6.97%の低下となった。

営業収入に占める賃金支給率は、一部の事業者においては、運転者の退職者の増加などにより低下したのもあったが、雇用調整助成金等の支援を活用しながら事業継続を行っている。その他の多くの事業者については、運賃改定以前より増加している。

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大並びに燃料費の高騰が長期化するなど、事業者にとって事業継続が一層厳しい状況となることが懸念される。